

中小企業庁には このような相談が寄せられています

風評により、納品に行っても受け取ってもらえない・・・

地域名が書いてあるだけで商品を返品された・・・

すべての製品について、放射線の測定検査証明を求められた・・・

買い取りでなければダメだと、機械設備のリースを断られた・・・

避難区域に入ったトラックは被曝のおそれがあるから使いたくないと言われた・・・

被災により工場が滅失し、当初定めた納期に受領することが不可能である場合、両者で十分協議の上対応しましょう。

震災の被害を受けた原発と同一県内に下請事業者が所在することを専らの理由に商品の受領を拒むことは下請法違反のおそれがあります。

各機関が公表している情報等を御理解の上、科学的・客観的根拠に基づき適切に対処するようお願いいたします。

下請代金支払遅延等防止法

■受領拒否、不当な給付内容の変更及びやり直し

親事業者は、下請事業者に責任がないときは、発注した物品を受け取らなければなりません。また、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、当初の発注と異なる作業を行わせたり、発注を取り消すことや、やり直しをさせてはいけません。

■返品

親事業者は、物品に瑕疵があるなど下請事業者に責任がある場合を除いて、一旦受け取った物品を返品をすることはできません。また、親事業者が受入検査をしていない場合も、返品をすることはできません。

■不当な経済上の利益の提供要請

親事業者は自社のために、下請事業者に対してお金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させることはできません。

～下請代金支払遅延等防止法の問い合わせ窓口～

○中小企業庁事業環境部取引課

電話:03-3501-1669

中企庁 取引支援

中小企業庁

検索

○各地方経済産業局

北海道経済産業局中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局中小企業課	048-600-0325
中部経済産業局中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局中小企業課	06-6966-6037
中国経済産業局中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局中小企業課	092-482-5450
沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755

○下請かけこみ寺本部

電話:03-5541-6655

○東日本大震災に関連するQ & A

公取委 東日本大震災

検索